

西東京市はいま 9

主な市税について

皆さんは市の予算書をご覧になったことがありますか。一度ご覧いただくと、どんな事業にどのくらい予算で取り組んでいるか、お分かりいただけると思います。

平成13年度一般会計当初予算額は、590億6千900万円で、皆さんの生活と関わりが深い事業が数多く盛り込まれています。市税は、これらの事業を財政面で大きく支えている貴重な財源の一つで、歳入総額に占める構成比も高く(第1位)、市の基幹収入となっています。

市税の構成

税目	当初予算額	構成比	1人当たり
個人市民税	123億2,130万円	44.6%	6万9,374円
法人市民税	14億3,929万円	5.2%	8,104円
固定資産税	106億5,022万円	38.5%	5万9,965円
軽自動車税	5,745万円	0.2%	324円
市たばこ税	9億1,368万円	3.3%	5,144円
都市計画税	22億6,649万円	8.2%	1万2,761円
合計	276億4,843万円	100.0%	15万5,672円

市税総額は、26市中9番目に位置しています

市税の平成13年度の当初予算額は、次のとおりです。

年度分の軽自動車税が課税されます。また、盗難に遭った場合でも廃車手続きが必要で、

都市計画税税率0.2%

都市計画税は、その用途が都市計画事業や土地地区画整理事業と決められており、目的税として区分されます。固定資産税と同様に、土地・家屋に課税されます。住宅用地には特例措置課税標準額の3分の1、3分の2が適用されますが、新築住宅に対する減額措置はありません。税率については、地方税法に制限税率0.3%が規定されており、その範囲内で各自治体ごとに条例で定めることとなりますので、市によって税率が異なります。

固定資産税(税率1.4%)
土地・家屋・償却資産を総称して固定資産といえます。固定資産税は、1月1日現在、固定資産を所有している方が、その年度分の納税義務者となります。1月2日以降に所有権が移転したり、家屋等を取り壊した場合でも、その年度分の固定資産税が課税されます。また、要件を必要としますが、新築住宅には税額の減額措置、3年間2分の1に減額等、住宅用地には特例措置課税標準額の6分の1、3分の1の適用があります。この減額期間が過ぎたり、用途変更(住宅を取り壊し、駐車場用地等)をする、特例措置の適用が除外され、それまでの税額より高くなります。

土地・家屋・償却資産を総称して固定資産といえます。固定資産税は、1月1日現在、固定資産を所有している方が、その年度分の納税義務者となります。1月2日以降に所有権が移転したり、家屋等を取り壊した場合でも、その年度分の固定資産税が課税されます。また、要件を必要としますが、新築住宅には税額の減額措置、3年間2分の1に減額等、住宅用地には特例措置課税標準額の6分の1、3分の1の適用があります。この減額期間が過ぎたり、用途変更(住宅を取り壊し、駐車場用地等)をする、特例措置の適用が除外され、それまでの税額より高くなります。

固定資産税(税率1.4%)
土地・家屋・償却資産を総称して固定資産といえます。固定資産税は、1月1日現在、固定資産を所有している方が、その年度分の納税義務者となります。1月2日以降に所有権が移転したり、家屋等を取り壊した場合でも、その年度分の固定資産税が課税されます。また、要件を必要としますが、新築住宅には税額の減額措置、3年間2分の1に減額等、住宅用地には特例措置課税標準額の6分の1、3分の1の適用があります。この減額期間が過ぎたり、用途変更(住宅を取り壊し、駐車場用地等)をする、特例措置の適用が除外され、それまでの税額より高くなります。

固定資産税(税率1.4%)
土地・家屋・償却資産を総称して固定資産といえます。固定資産税は、1月1日現在、固定資産を所有している方が、その年度分の納税義務者となります。1月2日以降に所有権が移転したり、家屋等を取り壊した場合でも、その年度分の固定資産税が課税されます。また、要件を必要としますが、新築住宅には税額の減額措置、3年間2分の1に減額等、住宅用地には特例措置課税標準額の6分の1、3分の1の適用があります。この減額期間が過ぎたり、用途変更(住宅を取り壊し、駐車場用地等)をする、特例措置の適用が除外され、それまでの税額より高くなります。

保谷庁舎の窓口業務

市民税と固定資産税関係は、証明書(課税証明・評価証明等)の発行業務が中心となります。土地台帳等は田無庁舎で管理していますので、複雑なご相談の場合は、田無庁舎をご利用いただき、すようお願いいたします。

なお、納税に関すること、軽自動車税・法人市民税に関する場合は、田無庁舎と同様、保谷庁舎でも取り扱っています。

個人市民税

個人市民税は、都民税と合わせて課税されます。

その年の1月1日現在住所のある市町村から、前年中(1月1日~12月31日)の所得に対して課税されること

軽自動車税

4月1日現在、所有(登録)している方が納税義務者となります。4月2日以降に譲渡や廃車をされても、その

お知らせ

精神保健福祉の窓口

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正等に伴い、平成14年4月1日から、精神保健福祉に関する次の取り扱い窓口が、東京都保健所から市町村に変わります。

なお、精神保健福祉の医療に関する相談等については、引き続き東京都保健所で実施しています。

精神障害者保健福祉手帳の申請、交付
精神障害者医療費公費負担の申請
東京都小児精神障害者入院医療費助成の申請
精神障害者都営交通乗車証の申請、発行
精神障害者社会復帰施設、居宅生活支援事業、社会適応訓練事業の利用に関する相談助言、あつせん調整問合せ
保谷庁舎1階障害福祉課、多摩小平保健所(☎0424・50・3111)、東京都衛生局精神保健福祉課(☎03・5320・4461)

保谷庁舎の窓口業務
市民税と固定資産税関係は、証明書(課税証明・評価証明等)の発行業務が中心となります。土地台帳等は田無庁舎で管理していますので、複雑なご相談の場合は、田無庁舎をご利用いただき、すようお願いいたします。

なお、納税に関すること、軽自動車税・法人市民税に関する場合は、田無庁舎と同様、保谷庁舎でも取り扱っています。

市民税と固定資産税関係は、証明書(課税証明・評価証明等)の発行業務が中心となります。土地台帳等は田無庁舎で管理していますので、複雑なご相談の場合は、田無庁舎をご利用いただき、すようお願いいたします。

なお、納税に関すること、軽自動車税・法人市民税に関する場合は、田無庁舎と同様、保谷庁舎でも取り扱っています。

市民税と固定資産税関係は、証明書(課税証明・評価証明等)の発行業務が中心となります。土地台帳等は田無庁舎で管理していますので、複雑なご相談の場合は、田無庁舎をご利用いただき、すようお願いいたします。

なお、納税に関すること、軽自動車税・法人市民税に関する場合は、田無庁舎と同様、保谷庁舎でも取り扱っています。

市民税と固定資産税関係は、証明書(課税証明・評価証明等)の発行業務が中心となります。土地台帳等は田無庁舎で管理していますので、複雑なご相談の場合は、田無庁舎をご利用いただき、すようお願いいたします。

難病者福祉手当 受給者の方へ

今年、6月に現況調査を予定しています。医療券(支給証)のコピーが必要になりますので、平成14年3月31日以前に、平成14年4月1日以前に、保健所で更新の手続きをしてくださいます。

田無都市計画公園事業の認可図書の見直し

田無都市計画公園事業第4・4-1号合併記念公園の事業認可図書の縦覧を行っています。

縦覧場所 保谷庁舎5階公園緑地課(☎☎内線2432)

固定資産課税台帳の縦覧
平成14年度の固定資産課税台帳の縦覧は、4月1日~22日を予定しています。また、課税資産明細書は4月上旬に発送する予定です。

詳しくは、4月1日号の市報でお知らせします。

資産課税課(☎☎内線1331・1345)
合併に伴う政治活動用立札・看板等の「証票」の変更
西東京市発足に伴い、新たに政治活動用立札・看板等の「証票」を作成しました。対象となる方には、既に連絡していますが、西東京市の「証票」に変更していただくにあたり、交付申請の手続きをお願いいたします。

候補者個人の立札・看板について、新たな証票が必要となりますので、同様の申請をしてくださいます。新たな後援団体の申請は、候補者の同意を得て行うこととなります。

申請場所 保谷東分庁舎1階選挙管理委員会事務局
持参するもの 交付申請書(候補者・後援団体については代表者)の印鑑、交付申請書(新たな後援団体は同意書を含む)
変更した「証票」を付した立札・看板以外は、撤去・消去・遮へいも可しくしてください。

従来の証票(表示物)は、返還する必要はありません。掲示枚数 個人用最大6枚、団体用最大6枚
立札・看板の大きさ 縦150センチ×横40センチを超えないもの(公職選挙法第143条第17項)
掲示できる枚数 候補者等または当該後援団体が政治活動のために使用する事務所1か所に2枚まで(公職選挙法第143条第16項第1号)
選挙管理委員会事務局(☎☎内線2811・2813)

米穀卸・小売業の登録更新の受付
平成11年6月1日付で登録した業者の方は、本年5月31日登録期間が満了となります。引き続き営業する場合は更新手続きが必要です。

受付期間 4月1日(月)~30日(火)
申請書は、4月1日から田無庁舎2階産業振興課および都庁で配布します。

西東京市「暮らしの便利帳」各ご家庭にお届けします

「西東京市暮らしの便利帳」が出来上がりました。3月中旬までに各ご家庭に配布します。この便利帳は、市役所のサービスなどの情報を公共施設や日常生活に直接関係のあるものから先にご覧いただけるように編集しました。市民の皆さんと市役所を結ぶガイドとしてご利用ください。

広報広聴課(☎☎内線1141・1142)



「ご協力をお願いします」

びん・ペットボトルを出すときはキヤップ類を取ってください

びん・ペットボトルは、必ずキヤップをとり、洗ってから資源ごみに出し、キヤップは不燃ごみに出すよう、ご協力をお願いします。

乾電池等是有害ごみ

市民の皆さんから出されるごみは、柳泉園組合で可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは破砕処理され、最終的に25市1町で構成する日の出町の「二ツ塚廃棄物最終処分場」に埋め立てられています。埋め立てにあたっては、地元自治会との間で協定を結び、地域の環境と安全を守ることにしています。しかし、焼却灰や不燃ごみの中には、「有害ごみ」の乾電池等が多く含まれています。乾電池や体温計、蛍光灯は、可燃ごみに入れないで、「有害ごみ」として別の袋に入れ、決められた場所に置いていただくか、購入したお店に返すようお願いいたします。

「ごみ減量推進課」(☎☎内線222)



説明会日程

とき	ところ	内容
3月12日(火) 午前10時から	保谷東分庁舎	ファミリー会員説明会と入会登録
3月16日(土) 午前10時から	インゲビル (田無庁舎隣)	
ファミリー・サポート・センター事務局 (☎38-4121)		